

番 号	12 請願第 11 号 (文教付託)
受理年月日	平成 1 2 年 9 月 6 日
件 名	事務職員・栄養職員の給与費半額負担等の義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて
提 出 者	東京都教職員組合北多摩東支部三鷹地区協議会 議長 土屋 昭憲
紹介議員	岩田 康男、伊沢 桂子
要 旨	
<p>義務教育費の国庫負担とりわけ教職員の半額国庫負担制度は「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」(義務教育費国庫負担法第一条) のため重要な柱となっています。</p> <p>しかし、政府・大蔵省は 1984 年以来、「行政改革」の対象とし、これらの削減や有償化の動きを強め、特に給与では、学校事務職員・栄養職員の半額国庫負担適用除外を執拗に狙い、教材費・旅費・恩給費・共済追加費用を削減してきました。</p> <p>すでに、東京都は、地方交付税の不交付団体であることを理由として教職員の給与の制限や、退職手当の積算率の引き上げなどが行われ、多大な持ち出しを余儀なくされています。</p> <p>大蔵省の「財政制度審議会」での義務教育費国庫負担制度の根本的な見直し提言や政府・与党で構成する財政構造改革会議が打ち出した歳出削減に「いっさいの聖域をもうけない」とした発言があり、財政構造改革法は凍結されていますが、教育費については「徹底した経費の合理化・効率化・重点化」を図るとし、今年度も予断を許さない状況です。</p> <p>この給与費国庫負担制度の見直し、廃止が行われるならば、景気の低迷が続くなか、一層厳しくなっている地方財政を圧迫し、教職員の定数・給与が各自治体の財政力に左右され、義務教育制度を根本から揺るがすことになり、国の義務教育に対する責任放棄と言わざるを得ません。とくに、東京都は、「富裕団体」のため、地方交付税は入らず、全額の給与費を手当しなければならず、逼迫した都財政に新たに多大な負担を強いることとなります。</p> <p>子どもたちにゆきとどいた教育を保障するため、教育条件の整備は不可欠です。</p>	

義務教育費国庫負担制度の維持と充実・発展を望み、「義務教育は無償」の憲法
の精神を後退させないために下記の事項を貴議会にお願いいたします。

〔 請願事項 〕

- 1．大蔵省・自治省・文部省に対して、「義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書」を提出いただくこと。
- 2．大蔵省・自治省・文部省に対して、「すでに除外した教材費・旅費・恩給・共済追加費用の復元を求める意見書」を提出していただくこと。
- 3．大蔵省・自治省・文部省に対して、「東京都を富裕団体とみなして給与費や退職手当の制限等の義務教育費の国庫負担制度減額措置をただちにやめることを求める意見書」を提出いただくこと。